

受講者募集

無料研修会 開催のご案内

利用者の家族の仕事と介護の
両立支援にどのように対応した
らよいか、悩んでいませんか？

～ケアマネジャー向け～

家族介護者の仕事と介護の両立支援 研修

厚生労働省「令和4年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業」

■ 研修の概要

ケアマネジャーの皆様がケアマネジメント業務を行う中で、利用者が望む生活、自立した生活に大きく影響する家族が抱える課題に目を向けることも大切です。家族が就労している場合、仕事と介護の両立に課題を抱え、離職に結びつくこともあります。厚生労働省では、家族が就労している場合の支援について、任意に研修を実施する際に活用可能な「仕事と介護の両立支援カリキュラム」を令和2年度に策定しました。

本研修は、このカリキュラムに基づいて、ケアマネジャーの皆様が、家族が就労している場合の支援方法について基礎的な内容を習得し、ケアマネジメント業務の実践に結び付けることを目的に実施します。

■ 開催概要

開催日時	令和4年11月7日（月）10：00～15：20（開場9：30）
対象者	<p>ケアマネジャー、その他家族介護者支援に携わる方</p> <p>（主に、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、介護老人保健施設等でケアマネジメント業務、相談業務等に携わっている方）</p> <p>※ケアマネジャー向けの研修を企画・実施している自治体や研修実施機関の方の傍聴も受け付けております。</p>
定員	100名 ※定員になり次第、締め切ります。
参加費	無料
開催方法	<p>Zoom ミーティング</p> <p>※開催日までにご参加が確定された方のみ、お申込みの際に伺ったメールアドレスに Zoom ミーティング情報をお送りします。</p> <p>※職場、ご自宅等で有線 LAN や Wi-Fi など通信環境が確保されているところでインターネット接続可能な機器（パソコン・タブレット端末）にてご参加ください。</p> <p>※グループワークを実施するため、周囲の音が入らない場所からご参加ください。</p>
お申込みにあたっての留意事項 ※こちらをご確認 いただいた上で お申込みください。	<ul style="list-style-type: none"> お申込みいただいた段階では、参加の受付は完了しません。後日改めて、お申込みの際に伺ったメールアドレス宛に、ご参加の可否をご連絡いたします。 本研修は、令和2年度「仕事と介護の両立支援 試行研修」および令和3年度「～ケアマネジャー向け～家族介護者の仕事と介護の両立支援 研修」と同様の内容です。お申し込み多数の場合は、過年度の研修に参加されていない方を優先させていただく場合がございます。 できるだけ、多くの事業所様にご参加いただきたいため、1つの事業所や施設から1名様のお申込みをお願いいたします。お申し込み多数の場合は、事業所や施設内で調整をお願いする場合がございます。 全国研修のため、申込状況によっては、調整を行う場合がございます。

■お申込み方法

- 以下の URL にアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。
- 研修会資料の送付の関係上、開催日の 10 日前までを目途にお申込みください。お申し込み多数の場合は、予定より早く申し込みを締め切らせていただく可能性がございます。

■ 受講者（ケアマネジャー、家族介護者支援に携わる方）のお申込み専用 URL

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/murc-osjimukyoku4_entry1



■ 傍聴者（自治体、研修実施機関の方）のお申込み専用 URL

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/murc-osjimukyoku4_entry2



■プログラム

時間	プログラム
10:00～10:10(10分)	開会・オリエンテーション
10:10～10:45(35分)	【ステップ1】家族が就労している場合の支援の視点(講演) ・ 就労している家族介護者の実態、取り巻く環境の理解を深めます。
(10分)	休憩
10:55～11:45(50分)	【ステップ2】両立支援制度の活用も踏まえたケアマネジメントの方法(講演) ・ 両立支援制度を上手く活用して、介護をしている家族が仕事との両立を図るためのアドバイス方法について、育児・介護休業法の復習も行いながら学びます。
(60分)	昼食・休憩
12:45～14:40(115分)	【ステップ3】家族介護者の仕事と介護の両立を踏まえたケアマネジメントの事例検討(グループワーク) ・ グループに分かれてロールプレイングを行いながら、家族介護者の仕事と介護の両立に資するケアプラン、アドバイスの方法について学びます。
(10分)	休憩
14:50～15:20(30分)	【ステップ4】研修の振り返り、アンケート ・ 就労している家族に対する支援についての振り返り、研修内容の習得状況の確認を行います。

■お問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 仕事と介護の両立支援研修事務局 横幕、鈴木（陽）、加藤
メールアドレス：murc-osjimukyoku_4@murc.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る体制調整の関係上、お問い合わせはメールにて承っております。お電話が必要な場合、その旨記載いただければ、担当より電話をいたします。ご不便をおかけして申し訳ございません。

■お申込み・開催に関する留意事項

・反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません。

・録音・録画は固くお断りいたします。

・止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます。

■個人情報の取り扱いについて 以下に同意の上、お申込みください。

1. ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」（<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>）及び、「個人情報の取り扱いについて」（<https://www.murc.jp/privacy/>）に従って適切に取り扱います。

2. お預かりした個人情報は、当社において、本研修の運営及び本研修に関するご連絡、今後の企画の参考の目的に限って利用し、厳重に管理いたします。

3. お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。

4. お預かりした個人情報は、事業委託者である厚生労働省及び業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

5. 申込フォームの必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。また、ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせて頂く場合がございます。なお、必須項目以外のご記入は任意ですが、できるだけご記入いただけますようお願い申し上げます。

6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、事務局問い合わせ先までご連絡ください。

派遣先募集

厚生労働省「令和4年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業」

ケアマネジャー向け研修へ 講師を派遣します

～研修テーマ：家族介護者の仕事と介護の 両立支援～

今後、超高齢社会を迎える中で、介護を行う家族の負担はさらに大きくなることが予想されます。ケアマネジャーは、家族が抱える課題に目を向けることも大切です。厚生労働省では、令和2年度に「仕事と介護の両立支援カリキュラム」という研修カリキュラムを作成しました。当該カリキュラムに基づく研修は、主にケアマネジャーが、家族が就労している場合の支援方法について習得し、ケアマネジメント業務の実践に結び付けることを目的としています。

本年度は当カリキュラムを活用した研修の普及促進に向けて、研修の開催を希望する団体・自治体等へ、講師を派遣いたします。ご関心のある方はぜひ事務局へご連絡ください。

◆募集期間

令和4年9月12日（月）～令和4年12月16日（金）

※研修実施は令和5年2月28日（火）頃まで（詳細はご相談）

※募集件数の上限に達した場合、締切日前でも受付を終了する場合がございます。

◆実施形態

集合研修／オンライン研修いずれも可（詳細はご相談）

◆募集件数

12件程度 ※申込状況によっては、調整を行う場合があります。

◆その他


- ・研修会場やオンライン会議システム（Zoom等）の有料アカウント等の確保・費用負担、資料印刷、受講者の交通費等は開催いただく団体もしくは受講者のご負担となります。また、研修の周知・申込受付は各団体で実施いただけます。
- ・派遣する講師の謝金・旅費は、原則本事業で負担します。

「仕事と介護の両立支援カリキュラム」とは



ケアマネジャーの皆様が、家族が就労している場合の支援について、さらに理解を深めるために、厚生労働省では、任意に研修を実施する際に活用可能な「仕事と介護の両立支援カリキュラム」を令和2年度に策定しました。

詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

 「仕事と介護の両立支援カリキュラム」で検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo.html

●ケアマネジャーの皆さんが、利用者の家族の仕事と介護の両立支援に、どのように対応したらよいか、悩んでいませんか？

◆自治体、団体等へ、本研修カリキュラムの講義を行う研修講師を派遣します
（講師謝金・旅費不要）

◆カリキュラムの一部のみの実施も可能です。開催時間等も含め、個別相談に応じます

◆オンライン研修にも対応しています

◆就労する家族介護者の仕事と介護の両立を支援する基本的な知識を学べます

◆お問い合わせ先(本事業委託先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

共生・社会政策部

鈴木(陽)、尾島、森芳、横幕、加藤

【講師派遣事務局】仕事と介護の両立支援カリキュラム

E-mail: shigoto-kaigo@murc.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る体制調整の関係上、お問い合わせはメールにて承っております。お電話が必要な場合、その旨記載いただければ、担当より電話をいたします。ご不便をおかけして申し訳ございません。

ケアマネジャー 仕事と介護の両立支援研修 本研修カリキュラムを活用したプログラム例・講師派遣の申込方法について

■本研修カリキュラムを活用したプログラム例

本研修カリキュラムはステップ1からステップ4で構成されています。講師派遣では、カリキュラム全体を活用した研修プログラム（5時間程度）を想定していますが、依頼者のご都合に応じて、ステップ1のみなど、一部を実施する研修も可能です。

「ケアマネジャー対象の一日研修を予定しているが、プログラムや講師が未定」「ケアマネジャー向け研修のプログラムのうち1コマが検討中」「市町村や地域包括支援センターで定期的開催しているケアマネジャー連絡会で家族介護者支援をテーマに何か企画したい」「地域ケア会議の場を活用して、家族介護者支援の勉強会を行ってみたい」など、貴団体のご都合に合わせて、活用をご検討ください。まずは、どのように実施したらよいかの相談からでも結構です。

～1日研修の場合の実施イメージ～

時間例	プログラム
10:00～10:10(10分)	開会・オリエンテーション
10:10～10:45(35分)	【ステップ1】家族が就労している場合の支援の視点(講演) ・就労している家族介護者の実態、取り巻く環境の理解を深めます。
(10分)	休憩
10:55～11:45(50分)	【ステップ2】両立支援制度の活用も踏まえたケアマネジメントの方法(講演) ・両立支援制度を上手く活用して、介護をしている家族が仕事との両立を図るためのアドバイス方法について、育児・介護休業法の復習も行いながら学びます。
(60分)	昼食・休憩
12:45～14:40(115分)	【ステップ3】家族介護者の仕事と介護の両立を踏まえたケアマネジメントの事例検討(グループワーク) ・グループに分かれてロールプレイングを行いながら、家族介護者の仕事と介護の両立に資するケアプラン、アドバイスの方法について学びます。
(10分)	休憩
14:50～15:20(30分)	【ステップ4】研修の振り返り、アンケート ・就労している家族に対する支援についての振り返り、研修内容の習得状況の確認を行います。

※カリキュラムの詳細は、前ページに記載しております、厚生労働省HPの「ケアマネジャー研修 仕事と介護の両立支援カリキュラム」をご覧ください。

■講師派遣の申込方法

以下をご記入の上、メールの件名に「仕事と介護の両立支援 講師派遣申込・相談」と記載いただき、

shigoto-kaigo@murc.jp 宛に、メールをお送りください。事務局よりご連絡させていただきます。

【必須記入】①自治体・団体名、②ご担当者名、③メールアドレス、④電話番号、⑤郵便番号・住所

【以下は、可能な範囲で情報をお送りください】

⑥研修等の開催日・予定期間、⑦研修等の場の概要(例：ケアマネジャー向けの法定外研修、ケアマネジャー連絡会 等)、⑧定員、⑨開催形態(集合型／オンライン等)、⑩プログラムのご希望(全体／一部(具体的に))、⑪その他ご質問等

■申込締切日：令和4年12月16日(金)まで

募集件数の上限に達した場合、締切日前でも受付を終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■個人情報の取り扱いについて 以下に同意の上、お申込みください。

- ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び、「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
- お預かりした個人情報は、当社において、本研修の運営及び本研修に関するご連絡、今後の企画の参考の目的に限って利用し、厳重に管理いたします。
- お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりした個人情報は、事業委託者である厚生労働省及び業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
- 申込フォームの必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。また、ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせていただきます。なお、必須項目以外のご記入は任意ですが、できるだけご記入いただけますようお願い申し上げます。
- お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、事務局問い合わせ先までご連絡ください。

長野市介護保険 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書
 ((看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護)

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生 年 月 日	
		明 ・ 大 ・ 昭	
		年 月 日	
個 人 番 号			
居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼(変更)する (看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者		(看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の所在地	
(看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者名		〒	
事業所番号		電話番号 ()	
(看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者を変更する場合の理由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
適用(変更)年月日	年 月 日		
(看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	※(看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅(介護予防)サービス((介護予防) 居宅療養管理指導及び(介護予防) 特定施設入居者生活介護を除く。) 及び地域密着型(介護予防) サービス(夜間対応型訪問介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護及び(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る。)の利用の有無を記入してください。		
<input type="checkbox"/> (介護予防) 居宅サービス等の利用あり (利用したサービス:			
<input type="checkbox"/> (介護予防) 居宅サービス等の利用なし			
長野市長 宛			
上記の(看護)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者に居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼することを届出します。			
年 月 日			
住所			
電話番号 ()			
被保険者			
氏名			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		
	<input type="checkbox"/> (看護) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号		

- (注意) 1 この届出書は、要介護・要支援認定の申請時に、又は居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに長野市へ提出してください。
- 2 被保険者証又は資格者証の交付を受けている場合は、届出の際に、被保険者証又は資格者証を提出してください。
- 3 居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼する(看護)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者を変更するときは、変更年月日を記入の上、長野市へ届け出てください。
届出のない場合は、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

※ 裏面もご記入ください

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書に関する問い合わせ先

連 絡 人	氏名			被保険者との 関係	
	自宅住所				
	電話	自宅・勤務先	TEL		
	備考				
持参人氏名 ※持参人と連絡人が異なる場合のみ記入				被保険者との 関係	

長野市処理欄

受 理 日	本 篠 松 穂 川 更 七 信 古	受 付 者	届 出 入 力
	柳 浅 大 朝 槻 長 安 小 芋		
	豊 戸 鬼 岡 芹 牧 三 吉 新 中		

要支援者への個別栄養支援実施要領

1 目的

フレイルリスクが高く、助言が必要と思われる要支援の市民を対象に管理栄養士が訪問等で、フレイルに関する問題を総合的に把握し、本人や家族等へ栄養改善につながる助言等の積極的な支援を「フレイル高リスク対象者個別支援」の一つとして行い、栄養改善によるフレイル予防及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

2 対象者

当該年度後期高齢者健診受診者のうち次の基準にすべてに該当し、個別栄養支援が必要な人。

- (1) 要支援認定を受けた人
- (2) 健診実施月に75歳～84歳の人
- (3) 腎機能判定「異常なし」の人
- (4) GNRI (Geriatric Nutritional Risk Index) で「重度栄養障害」「中等度栄養障害」「軽度栄養障害」と判定された人

3 従事者

地域包括ケア推進課職員（管理栄養士）が従事する。

4 実施方法

国保特定健診結果及び後期高齢者健診結果、国保データベースシステム（KD B）を活用し、フレイルリスクの高い対象者について、関係機関との連絡・調整を行った上で、個別訪問により食事等の改善・実践について助言をする。

(1) 期間

健診結果データ入手の月から翌年3月末までとする。

(2) 該当者の抽出

ア 国民健康保険課及び高齢者活躍支援課から当該年度の国保特定健診結果データ及び後期高齢者健診結果データを地域包括ケア推進課が受理し、パスワードを設定し、保管する。

イ 健診結果データ及び介護認定情報から対象者の基準に基づき、地区別に該当者一覧を作成する。

ウ 地区別該当者一覧に基づき、地域包括支援センターへ連絡し、外来栄養食事指導、居宅療養管理指導等外来及び在宅での栄養指導対象者（予定を含む）を除いた上で健康状態（身体・精神）等から個別栄養支援の案内送付の可否を確認する。

(3) 対象者への案内、医療機関への依頼及び利用希望の受付

- ア (2)による対象者への案内ハガキを送付するとともに、対象者について健診を受けた医療機関へ通知し、必要に応じての医師からの利用勧奨を依頼する。
- イ 本人又は家族から本事業利用希望の連絡を受け付ける。その際、かかりつけ医・ケアマネジャー等との連携について同意を得る。

(4) 個別栄養支援に必要な情報の把握

個別栄養支援を希望する対象者については、担当ケアマネジャー等又は地域包括ケア推進課からかかりつけ医へ「医療と介護との連携マニュアル・多職種連携シート」にて栄養指導の必要性及び栄養指導に関するエネルギー量等指示事項の情報を得る。

(5) 訪問回数

原則1回とする。ただし、対象者の状況により3回を上限とし実施する。

5 支援内容

(1) 栄養改善のための評価と助言

- ア 必要な栄養量の確保
- イ 栄養のバランス
- ウ 調理方法や食品の選択
- エ 病態別の栄養指導

(2) 支援関係者間での情報連携

6 記録

- (1) 個別栄養支援実施後、対象者ごとに記録を作成し、月ごとに所属長の決裁を受ける。
- (2) 地域包括ケア推進課フォルダ「フレイル予防推進事業」に保管する。
- (3) かかりつけ医、担当ケアマネジャー及び地域包括支援センターへ報告する。

7 評価

- (1) 個別栄養支援実施約1年後、下記を評価する。
 - ア 健診結果での体重、BMI、血清アルブミン値やGNRI等
 - イ 要介護認定の有無や変化

8 その他

2対象者(1)(2)(4)に該当し、腎機能判定「異常なし」以外の人については、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターに情報提供し、受診勧奨や栄養指導等医療と介護の連携による支援を勧める。

9 個人情報の取り扱いについて

国保特定健診、後期高齢者健診及び介護保険認定情報を活用するため、国民健康保険課、高齢者活躍支援課及び介護保険課へ記録情報目的外利用承認申請を行う。

■令和2年4月1日作成
(地域包括ケア推進課)

■令和3年7月1日改正
(地域包括ケア推進課)

■令和4年7月22日改正
(地域包括ケア推進課)

【参考】

GNRI(Geriatric Nutritional Risk Index)

- ・栄養状態をスクリーニングするために指標
- ・血清アルブミン値と体重（理想体重との比）によって算出される。
- ・低値の場合、死亡や入院、医療費増加、感染、褥瘡のリスクが高まることが報告されている。

$$\text{GNRI} = [14.89 \times \text{血清アルブミン値 (g/dl)}] + [41.7 \times (\text{体重/理想体重})]$$

※理想体重(kg)は、[身長(m)の二乗]×22

※体重が理想体重を上回る場合、体重/理想体重は1とする。

GNRI 判定区分	
(a) 重度栄養障害	GNRI < 82
(b) 中等度栄養障害	82 ≤ GNRI < 92
(c) 軽度栄養障害	92 ≤ GNRI < 98
(d) 栄養障害リスクなし	98 ≤ GNRI

発行：国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
平成31年3月29日発行「介護予防ガイド」

R 4 年度 オーラルフレイルの個別歯科支援実施要領

1 目的

フレイル及びオーラルフレイルの可能性の高い市民を対象に、歯科衛生士が訪問等で、本人や家族等へ口腔ケアの実践につながる助言等の積極的な支援を「フレイル高リスク対象者個別支援」の一つとして行い、口腔機能向上及び口腔衛生改善によるフレイル予防及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

2 対象者

当該年度後期高齢者健診受診者のうち次のすべてに該当し、個別歯科支援が必要な人

- (1) 後期高齢者健診質問票No.6 「6 か月間で2～3 kg以上の体重減少がありましたか」で「はい」と回答
- (2) 後期高齢者健診質問票No.4 「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」で「はい」と回答
- (3) 後期高齢者健診質問票No.5 「お茶や汁物等でむせることがありますか」で「はい」と回答
- (4) BMI ((体重 (kg) / (身長 (m))²) 20 以下の人

3 従事者

地域包括ケア推進課職員（歯科衛生士）が従事する。

4 実施方法

後期高齢者健診結果、国保データベースシステム（KDB）を活用し、フレイル及びオーラルフレイルのリスクの高い対象者について関係機関との連絡・調整を行った上で、個別訪問等により、口腔ケア等の実践について助言をする。

(1) 期間

- ア 健診結果データ入手の月から翌年3月末までとする。
- イ 個別歯科支援の期間は約3か月までとする。

(2) 対象者の抽出と決定

- ア 高齢者活躍支援課から当該年度の後期高齢者健診データを地域包括ケア推進課が受理し、パスワードを設定し、保管する。
- イ 健診データから対象者の基準に基づき地区別に該当者一覧を作成する。
- ウ 個別栄養支援と調整を図ったのち、地域別の該当者一覧を基に、地域包括支援センターへ電話等にて、支援介入について確認をする。（歯科医師又は歯科衛生士による居宅療養管理指導を受けている人は除く。）
- エ ウの確認を通し、個別歯科支援の対象者を決定する。

(3) 対象者へ連絡

- ア 対象者へ個別歯科支援の案内を送付する。
- イ 郵便はがき発送による案内後、対象者へ電話をし、相談方法（電話、訪問等）を確認する。訪問を希望した場合、訪問日時を決定する。また、地域包括支援センターとの関わりの有無、担当ケアマネジャーの有無を確認する。
- ウ イにてBMI 20 以下の対象者及びその家族等の意向を確認できなかった場合は、訪問にて確認又は啓発資料を渡す。

(3) 対象者へ連絡

- ア 対象者へ個別歯科支援の案内を送付する。
- イ 郵便はがき発送による案内後、対象者へ電話をし、相談方法（電話、訪問等）を確認する。訪問を希望した場合、訪問日時を決定する。また、地域包括支援センターとの関わりの有無、担当ケアマネジャーの有無を確認する。

(4) 個別支援に必要な情報の把握

ア 国民健康保険課 保健指導担当者と情報連携を行う。

イ 担当ケアマネジャー、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等との情報連携が必要な際には、本人の承諾を得た上で「医療と介護との連携マニュアル・多職種連携シート」等を活用し連携を行う。

5 訪問での支援内容

希望した対象者の状況により6回を上限とし、実施する。

(1) 健診結果と訪問時のBMIの変化や歯科受診の有無の確認

(2) 口腔機能向上のための評価と助言

ア 咀嚼能力（咀嚼筋の確認等）

イ 嚥下能力（反復唾液嚥下テスト）

ウ 口唇・舌・頬の運動機能評価（オーラルディアドコキネシス等）

(3) 口腔衛生改善のための評価と助言

ア 口腔内の状況（清掃状況、残存歯数、義歯の適合具合等）

イ 口腔内の乾燥状態（簡易唾液分泌量検査）

(4) フレイル予防「チェック&ガイド」の活用

(5) 支援関係者間での情報連携

6 記録

(1) 訪問指導実施後、対象者ごとに記録を作成し、月ごとに所属長の決裁を受ける。

(2) 地域包括ケア推進課フォルダ「フレイル予防推進事業」に保管する。

(3) 連携状況に応じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医や担当ケアマネジャーに報告する。

7 評価

下記について、比較評価をする。

(1) 訪問等による個別歯科支援において、初回と終了時に下記を評価する。

ア 口腔機能や衛生面での変化（固いもの食べにくさ、飲み込み、口の渇き等）を問診、咀嚼筋の確認、反復唾液嚥下テスト、簡易唾液分泌量検査等により評価をする。

イ 主観的健康感

ウ 食生活への変化（意欲や食べられる食材等）

(2) 約1年後

ア 健診結果での体重、BMIや血清アルブミン値等

イ 要介護認定の有無や変化

8 個人情報の取り扱いについて

後期高齢者健診、介護保険認定情報を活用するため、高齢者活躍支援課及び介護保険課へ目的外利用承認申請を行う。

■ 令和2年4月1日作成
(地域包括ケア推進課)

■ 令和3年4月1日改正
(地域包括ケア推進課)

■ 令和3年12月27日改正
(地域包括ケア推進課)

■ 令和4年7月22日改正
(地域包括ケア推進課)

長野圏域介護保険事業者連絡協議会 令和4年度 第1回研修会開催要項

- 1 趣 旨 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは、将来の医療・ケアについて、本人を人として尊重した意思決定の実現を支援するプロセスであり、ACP の目標は、本人の意向に沿った、本人らしい人生の最終段階における医療・ケアを実現し、本人が最期まで尊厳をもって人生を全うすることです。

2018年3月に「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が改訂され、多専門職種が連携して ACP を実践することが求められています。

そこで、医療と介護が連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進する上で、介護従事者として ACP を理解して、どう活用するか学ぶため研修会を開催します。

- 2 期 日 令和4年10月24日(月) 14時00分～16時00分

- 3 会 場 オンライン (Zoom)
*ただし、オンライン (Zoom) 環境等が整備されていない事業所については、ホテルメトロポリタン長野の会議室を用意いたします。

- 4 研修内容 講 演
演題 仮『介護事業所に求める ACP の視点と活用の仕方』
講師 大河内 章三 氏
主任介護支援専門員 ACP エバンジェリスト もしバナマイスター
(M145)

13:30	14:00	14:10	15:55	16:00
オン ライ ン 受 付 開 始	開 会	講 演 (休憩をはさみ 105 分間) * 質疑応答含む	閉 会	

- 5 参加費 会員は無料 非会員は 3,000 円（請求書を後日送付します。）

- 6 参加申込 別紙申込書か下記 google フォームより、10月11日(火)までに申し込みください。

<https://forms.gle/duKm4g1akNEo8FzU9>



- 7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で行政からの緊急事態宣言が発出される等により、全てオンラインへ変更する場合があります。その場合は、あらためてご案内しますのでご承知おきください。
- (2) 視聴用 ID・パスワード等は、概ね1週間前を目途にメールにてお送りします。

8 お問い合わせ 長野市社会福祉協議会内長野圏域介護保険事業者連絡協議会事務局
TEL026-225-0083 FAX026-225-0568 e-mail kaigo@csw-naganocity.or.jp